

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成31年4月8日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成31年4月4日（木）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室303

2 出席者

子育て支援課 山口課長、中山作業療法士

3 件名

白井市こども発達センターの児童発達支援センターへの移行について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・国保連の負担金について、全国で一斉に事業所から児童発達支援センターに移行した場合、かなりの金額が必要になる。本当に負担金が納入されるのか確認しているか。  
→今後確認する。
- ・利用者のニーズ調査はしたか。  
→統計調査からの推定値を検討済みである。今後、こども発達センター利用者にアンケート調査する。
- ・障害児福祉計画の児童発達支援センター設置に関し「形態は今後検討します」とあるが検討はどのようにされたのか。  
→福祉部部課長会議で検討してはいるが、運営方法も含め今後検討を深める。
- ・保育所等の現場のみでの支援では改善につながらない。介入方法など今後の調整をして欲しい。  
→早急に実施する。
- ・保育所等訪問支援により、個別に支援することによりいじめにつながるという事は無いのか。  
→支援しないことで、不適応が強まるといじめのリスクが高まると考えている。他の児童への説明など教育部と調整していく。

指示

- ・保育園や学校の受け入れ体制をしっかりとクリアしてから話を詰めたほうがいい。また、学校などへの訪問の入り口として、学校と連携して欲しい。
- ・今のこども発達センターの充実強化を図った上で、児童発達支援センターへの移行を検討して欲しい。それによって、必要な職員数もみえてくる。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書

部課名 健康子ども部子育て支援課

<p>件 名</p>	<p>白井市こども発達センターの児童発達支援センターへの移行について</p>	
<p>現状・課題</p>	<p>市のこども発達センターは、相談支援事業、児童発達支援事業及び放課後等デイサービスを行っており、言葉、運動、行動、情緒など発達が気になるお子さんや支援を要するお子さんとその保護者に対して、お子さんの発達を促したり、保護者の精神的な負担の軽減を図るため、日常生活における指導や相談等の支援を行っている。</p> <p>支援にあたっては、小児神経科医の参加のもと、発達センター職員を交えた発達検討会議において、利用を希望する児童に対する療育の量や頻度などを決定しており、それぞれの発達状況に応じた支援に努めている。</p> <p>発達センターの利用者が年々増加の傾向にある中、療育に必要なそれぞれの専門職の確保が難しい状況となっている。</p> <p>また、発達支援においては、センター全体の施設規模や職員数、保護者の就労状況、保育園・幼稚園との併用などの理由から、発達検討会議で必要とされた療育支援に至っていない場合や放課後等デイサービスが利用しにくいとの指摘もいただいている。</p> <p>なお、国において、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、各市町村において、平成32年度末までに児童発達支援センターの設置が位置付けられた。</p>	
<p>付議事案</p>	<p>目的</p>	<p>現在のこども発達センターは、児童発達支援事業を行う児童発達支援事業所となっているが、児童発達支援センターに位置づけ、事業所としての機能強化を図ることで、障害児支援の基幹的(中核的)な役割を備えることにより、市内事業所との連携強化、療育環境や療育支援の体制整備の充実を図る。</p>
<p>付議事案</p>	<p>対応 方策</p>	<p>現在のこども発達センターの事業所としての機能については、ほぼ児童発達支援センターと同等の機能を持って事業運営している。</p> <p>市の第1期障害児福祉計画においては、児童発達支援センターの設置が位置付けられていることから、児童発達支援センターの要件の一つである地域支援事業としての保育所等の訪問事業としては、こども発達センターが現在、行っているセンター利用者の夏休み期間中の訪問では、要件を満たすことができないため、年間を通して、保育所等の訪問が可能な体制の整備が必要となっている。</p> <p>この要件をクリアすることで、現状以上の財源の確保が可能となる。</p>
<p>論点(決定を要する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども発達センターの今後のあり方として、児童発達支援センターへの移行の可否について</li> <li>・児童発達支援センターへの移行要件である地域支援事業(保育所等訪問事業)を実施するための専門職を正規職員として確保することの可否について</li> </ul>	
<p>部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)</p>	<p>【財政課】 以前よりこども発達センターの事業の方向性について検討の指摘を受けている。</p> <p>【総務課】 ・定員管理上の位置づけについて</p>	

スケジュール	平成31年度 4月 職員の確保に向けた準備 4月～保育所等の訪問支援の準備と本格的な保育所等の訪問に向け 試行の実施を行う 5月～センター化に向けた県など関係機関との協議や申請の準備 8月～運営規定の整備 10月～1月 保育所等への説明会の実施や保護者等への周知 平成32年度 4月 児童発達支援センターの設置と運営の開始					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	保育所等の訪問に関する運営規定の制定(H31.10月)	報道発表	有	定例記者会見(H31.12月)
	議会説明	有	議員全員協議会(H31.9月又は12月)	広報・HP等	有	説明会(H31.10月～1月) 広報、HP、(H31.12月)
	市民参加	有	センター利用者及び保育所通所児童の保護者に対するアンケート調査の実施			
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 ( 政策決定 まで)				
参考情報	関係法令等	児童福祉法、白井市こども発達支援事業実施に関する規則及び白井市こども発達センター運営規定				
	関係課	社会福祉課、障害福祉課				
	事業費	新規職員人件費:専門職(心理発達相談員、言語聴覚士など) 11,804 千円 (うち特定財源 8,820 千円)				

1 障害児支援の提供体制の整備等に伴う事業内容について

児童発達支援事業（現行）	児童発達支援センター（機能拡充後）
<p>●こども発達支援センター（現行業務分）</p> <p>1 事業内容 ①通所利用の障害児やその家族に対する支援を行う。</p> <p>A 児童発達支援事業 就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団への適応訓練などの支援を行う。 ○個別指導 ○グループ指導</p> <p>B 放課後等ディサービス事業 就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。</p> <p>C 未実施</p> <p>D 特定相談支援事業（地域支援事業） 障害福祉サービスを申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。</p> <p>E 障害児相談支援（地域支援事業） 障害児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。 児童福祉法に基づき障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行います。</p> <p>F 医師及び外部専門講師等による診察・診断と発達等の評価</p> <p>G センター運営事務①通所給付に係る契約及び給付費申請等 ②各種周知・啓発事務 ③通園施設連絡協議会事務（会長職） ④研修会及び会議運営事務 ⑤施設の管理・運営など</p> <p>I 行政事務全般 ①予算・決算 ②議会対応 ③その他</p>	<p>●こども発達支援センター （児童発達支援センター機能拡充分を含む）</p> <p>1 事業内容 ①通所利用の障害児やその家族に対する支援を行う。 ②施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど地域の中核的な療育の支援拠点施設</p> <p>※児童発達支援センターの必須事業：地域支援事業 （C、D及びE）</p> <p>A 児童発達支援事業 就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団への適応訓練などの支援を行う。 ○個別指導 ○グループ指導</p> <p>B 放課後等ディサービス事業 就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う。</p> <p>C 保育所等訪問支援（地域支援事業） 保育所等に通う障害児に、その施設等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。</p> <p>D 特定相談支援事業（地域支援事業） 障害福祉サービスを申請した障害児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。</p> <p>E 障害児相談支援（地域支援事業） 障害児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。 児童福祉法に基づき障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングや相談対応等を行う。</p> <p>F 医師及び外部専門講師等による診察・診断と発達等の評価</p> <p>G センター運営事務①通所給付に係る契約及び給付費申請等 ②各種周知・啓発事務 ③通園施設連絡協議会事務（会長職） ④研修会及び会議運営事務 ⑤施設の管理・運営などなど</p> <p>I 行政事務全般 ①予算・決算 ②議会対応 ③その他</p>

児童発達支援事業（現行）	児童発達支援センター（機能拡充後）
<p>2 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の人員基準について（施設基準の要求する従業員数）</p> <p>1 管理者 2 児童発達支援管理責任者 3 指導員</p> <p>① 児童発達支援事業 指導員又は保育士（児童指導員） ② 放課後等デイサービス事業 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上従事したもの）</p> <p>2-2 こども発達センター （児童発達支援と放課後等デイサービスを行う多機能事業所）</p> <p>①定員数45人 ②職員基準 ○管理者 1人 ○児童発達支援管理責任者 1人 ○保育士又は指導員 9人 ※利用者10人までは指導員2人以上で、利用者5人を超えるごとに、指導員1人を加える</p> <p>3 施設要件 指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場、医務室、静養室、相談室、調理室 ※面積要件も基準に適合している</p> <p>4 センター運営従事者</p> <p>●職員（任期を含む）</p> <p>①センター長（保育士、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員） ②主任保育士A ③保育士B ④保育士C ⑤保育士D ⑥心理発達相談員（指導員） ⑦言語聴覚士（指導員、相談支援専門員） ⑧作業療法士A（指導員、相談支援専門員） ⑨作業療法士B（指導員） ⑩事務職（児童発達支援管理責任者、相談支援専門員）</p> <p>●非常勤専門職</p> <p>①保育士 ②心理発達相談員 ③言語聴覚士 ④作業療法士</p> <p>●その他</p> <p>①小児神経科医師（嘱託） ②外部講師（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士） ③管理栄養士（給食委託）</p>	<p>2 児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の人員基準について（施設基準の要求する従業員数）</p> <p>1 管理者 2 児童発達支援管理責任者 3 指導員</p> <p>① 児童発達支援事業 指導員又は保育士（児童指導員） ② 放課後等デイサービス事業 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（2年以上従事したもの）</p> <p>2-2 児童発達支援センター （児童発達支援と放課後等デイサービスを行う多機能事業所及び訪問支援）</p> <p>①定員数45人 ②職員基準 ○管理者 1人 ○児童発達支援管理責任者 1人 ○保育士又は指導員 11人 ※利用者10人までは指導員2人以上で、利用者4人を超えるごとに、指導員1人を加える</p> <p>3 施設要件 指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場、医務室、静養室、相談室、調理室（給食室：自校式）※必須事項 ※面積要件も基準に適合している</p> <p>4 センター運営従事者</p> <p>●職員（任期を含む）</p> <p>①センター長（保育士、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員） ②主任保育士 ③保育士A ④保育士B ⑤保育士C ⑥心理発達相談員（指導員） ⑦言語聴覚士（指導員、相談支援専門員） ⑧作業療法士A（指導員、相談支援専門員） ⑨作業療法士B（指導員） ⑩事務職（児童発達支援管理責任者、相談支援専門員）</p> <p>●非常勤専門職</p> <p>①保育士 ②心理発達相談員 ③言語聴覚士 ④作業療法士</p> <p>●その他</p> <p>①小児神経科医師（嘱託）※必須事項 ②外部講師（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士） ③管理栄養士（給食委託）※必須事項</p> <p>●保育所等訪問職員（新規）：基準に対応</p> <p>⑪心理発達相談員（保育所等訪問） ⑫言語聴覚士（保育所等訪問）</p>

児童発達支援事業（現行）		児童発達支援センター（機能拡充後）	
5 事務分掌 センター利用者（契約者）301人（30年12月末） ①グループ及び個別指導：108人 ②個別指導のみ：36人 ③放課後等ディサービス：157人		5 事務分掌 センター利用者（契約者）は、現行利用者と同じ301人で想定する。 保育所等訪問対象者については、下記の「○必須事業」を参照	
A 児童発達支援事業 ○個別指導 指導枠を1日5枠（人）利用者によって月1～ ○グループ指導	①保育士 ・職員A、B、C、D ・非常勤保育士15人（職員換算5.3人） ②指導員 ・言語聴覚士 ・作業療法士A、B ・心理発達相談員 ・非常勤専門職8人（職員換算4.0人） 計 約18人体制	A 児童発達支援事業 ○個別指導 ○グループ指導	①保育士 ・職員A、B、C、D ・非常勤保育士15人（職員換算5.3人） ②指導員 ・言語聴覚士 ・作業療法士A、B ・心理発達相談員 ・非常勤専門職8人（職員換算4.0人） 計 約18人体制
B 放課後等ディサービス事業	指導員 ・言語聴覚士 ・作業療法士A、B ・心理発達相談員 ・非常勤専門職8人（職員換算4.0人） 計 8人体制	B 放課後等ディサービス事業	指導員 ・言語聴覚士 ・作業療法士A、B ・心理発達相談員 ・非常勤専門職8人（職員換算4.0人） 計 8人体制
D 特定相談支援事業（地域支援事業） E 障害児相談支援（地域支援事業）	・センター長 ・言語聴覚士 ・作業療法士A	D 特定相談支援事業（必：地域支援事業） E 障害児相談支援（必：地域支援事業）	・センター長 ・言語聴覚士 ・作業療法士A
G センター運営事務	・センター長 ・事務職 ・臨時職員	G センター運営事務	・センター長 ・事務職 ・臨時職員
		○必須事業	
		C 保育所等訪問支援（地域支援事業）	新規職員対応 ・言語聴覚士 ・心理発達相談員 ・作業療法士
		1 訪問利用想定対象者推計 ①学習面及び行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒については、対象人口の約6.5%とされています。（文部科学省調査結果より） ②支援級に在籍することとなる児童については、対象人口の推定約3%となっています。 ※市の12歳以下の人口7,884人（30.12末） ③訪問支援を必要と推計する対象者 ○7,884人×6.5%=512人 ○7,884人×3.0%=237人 計 749人	
		2 訪問利用対象者 対象者の10%と見込む。 発達センター契約者約250人⇒25人 月2回の訪問支援とすると50人相当 職員ひとり1日当たり2.5人の訪問と想定。 センター契約者以外の推計対象者500人（750-250）	
		3 保育所等訪問職員 750÷250=3人	

児童発達支援事業（現行）

6 運営経費（平成 29 年度決算を基本とする）

●歳出

項目	支出額（千円）
職員人件費	59,024
賃金	28,603
報償費	1,240
旅費	67
需用費	2,778
役務費	157
委託料	5,074
使用料	18
備品購入費	585
負担金	1,603
計	99,149

●歳入

項目	支出額（千円）
通所給付費負担金	30,598
利用者負担金	2,700
給食保護者負担金	1,200
給食職員負担金	624
計	35,122

●歳出－歳入

35,122 - 99,149 = ▲64,027千円

◎事業運営上のメリット

●事業運営上のデメリット

- ① 保育所等の訪問以外の児童発達センターの要件が整っているのに、今のままでは、給付財源の確保ができず、大きな赤字のままの事業運営となってしまう。
- ② 今のままでは、十分な受け入れができず、市内事業所との十分な連携ができないまま、良好な療育環境が整えられない。

児童発達支援センター（機能拡充後）

6 運営経費（平成 29 年度決算を基本とする）

●歳出

項目	支出額（千円）
職員人件費	59,024
訪問対応人件費	11,804
賃金	28,603
報償費	1,240
旅費	67
需用費	2,778
役務費	157
委託料	5,074
使用料	18
備品購入費	585
負担金	1,603
計	110,950

●歳入

項目	支出額（千円）
通所給付費負担金	61,196
訪問対応分	8,820
利用者負担金	2,700
給食保護者負担金	1,200
給食職員負担金	624
計	74,540

●歳出－歳入

74,540 - 110,950 = ▲36,410千円

◎事業運営上のメリット

- ① 基幹型センターとして、自らを管理しながら、管内の事業所と連携をし、それぞれの事業所のスキルアップにつなげ、療育支援の拡充ができる。
- ② 保育所等の訪問支援の体制を整えることで、早期発見、早期療育につなげられ、潜在的なものを持ち合わせている子どもたちとその保護者への支援につなげられる。  
併せて、施設職員の資質の向上につなげられる。
- ③ 児童発達支援センターの要件をほぼ兼ね備えているこども発達センターから機能拡充することで、給付財源の拡充につながり、マイナス経費の縮小につながる。
- ④ センターの機能拡充をすることで、発達障害に関して早期発見・早期療育につなげることができ、子どもたちの将来にとって、有効な支援ができるとともに、将来の障害給付費の縮減につなげられる。
- ⑤ 基幹センターとして、関連事業所との連携のもと、療育などに関する役割分担により、より適正な療育環境が整えられる。

●事業運営上のデメリット

- ① 予算の拡大